

綾町森林経営管理制度実施方針

令和4年9月

1 趣旨

綾町森林経営管理制度実施方針(以下、「実施方針」という。)は、綾町に存する森林について森林管理が円滑に行われるよう、森林経営管理法に基づく措置、もしくは、代替する必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 基本的な考え方

綾町内の森林整備については、原則として森林が有する自然環境保全、水源涵養、木材生産等の多面的機能が健全に行われるよう森林所有者による適切な経営管理がなされることが望ましい。

一方、適切な経営管理が行われておらず森林所有者による施業が困難な森林については、森林経営管理制度を活用して、整備計画を策定し、三者協定等による長期施業を当制度の適切な運用を通じて進める。

3 森林所有者意向調査について

(1)対象森林の考え方

ア 対象森林から除外する森林

- ・森林経営計画樹立森林
- ・公有林及び公的団体（国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター、一般社団法人宮崎県林業公社等）が管理する森林
- ・森林組合、生産森林組合が所有する森林
- ・樹齢が50年を超えると想定される森林
- ・過去10年以内に施業履歴がある森林
- ・係争中の森林

イ 対象森林の抽出及び所有者確認

- ・地域森林計画対象森林のうち、上記アの森林を除外した私有人工林を意向調査対象森林とし、森林簿や林地台帳等の情報を基に対象森林を抽出する。
- ・上記の抽出結果に関わらず、防災減災機能の維持・向上を図る上で必要と判断した場合は、その区域を追加することができる。
- ・当該森林の所有者は、固定資産台帳、住民基本台帳、戸籍謄本、法人登記等で確認する。

(2)意向調査の方法

- ・対象森林の所有者又は管理権限を有する者に対し、森林経営管理法施行規則第3条で定める事項(現在の管理状況や今後の意向について等)の調査を実施する。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、地域の状況によっては個別の対応や座談会の開催も検討する。
- ・調査に当たっては、意向調査票と併せて、制度のパンフレットや森林の位置図・写真等を同封し、森林所有者の理解を促すこととする。

- ・郵送による意向調査票が未達の場合は、可能な限り森林所有者の探索を行う。
- ・森林所有者に相続が発生しており、相続人等探索が必要と判明した場合、もしくは共有者が複数あり、その全部の生存が確認できない場合は、綾町内すべてのエリアを一巡した後に再度対応することとする。
- ・相続人の探索が必要な森林については、原則として戸籍(除籍)謄本による２親等までを探索し、推定相続人代表者１名に意向調査票を郵送する(３等親以上に及ぶときは対象から除外する)。

(３)意向調査のスケジュール

- ・令和２年度から開始し、概ね１０年間で全域を一巡するよう実施する。
- ・実施区域の優先順位は、地籍調査が完了している森林、人工林資源が多く林道等から近い森林など、地域の実情を考慮して決定する。

(４)意向確認後の森林経営管理の方針

意向調査の結果、「森林の経営管理を本町に委ねたい」旨の意向を示した森林について、森林現況調査を行い、集積計画の策定について検討を行う。

森林現況調査は、樹種、林齢、地形、立木生育状況、林地の荒廃状況、林道等の路網整備、インフラ施設の配置、集約の可能性、周辺の伐採状況等について、現地で調査する。

① 対象森林が収入源として林業経営に適すると判断した場合・森林現況調査の結果、間伐又は主伐から始まる配分計画が策定できそうだと判断した森林については、「ひなたのチカラ林業経営者」を現地に案内し、事業体から「収益が見込める」「森林経営管理制度による再委託を受けたい」との意見があれば、集積計画を作成し、再委託を目指す。

ただし事業体から否定的な意見がある等、再委託が困難な場合、林業経営に適さない森林と判断し、下記２の場合として検討する。

② 対象森林が林業経営に適さない(収益が見込めない)と判断した場合、集積計画を策定したものの再委託できなかった森林については、町が自ら間伐を実施する。

なお、本制度によらず、他の既存の制度等を活用した森林整備が可能な場合は、直接、民間の事業体と交渉するよう森林所有者に勧める。

又は、協定に基づく森林づくり等、別の仕組みを検討する。

・前記２「基本的な考え方」に合致する森林については、森林所有者の同意を得た上で集積計画を策定して、町が自ら間伐を実施する。

・前記２「基本的な考え方」に合致しない森林については、集積計画を策定せず、森林所有者に策定を断る。

※ 集積計画を策定するか否かについては、策定した場合の森林整備の進め方や収益があった場合の扱いについて森林所有者に十分に説明し、後々問題が生じないように協議する。

４ 集積計画の策定

前記３の(４)で集積計画を策定する必要があると判断した森林は、森林所有者の同意を得て集積計画を策定し、森林経営管理権を本町に設定する。

集積計画策定に当たっては、以下の項目について留意する。

○ 森林経営管理権を設定する場合は、対象森林を明確にした上で行う。

- 森林所有者と協議する中で、森林所有者がどうしても収益を上げて利益還元を求めるのであれば、集積計画を策定せず、所有者が自ら民間事業者に経営委託するよう勧める。
- 森林所有者から「隣接する天然林も併せて管理してほしい」との要望があった場合、一体的に森林整備する必要があるかを検討の上、必要があると認めたときは集積計画を策定する。
- 森林所有者との協議が整わなかったときは、集積計画の策定を断る。

5 市町村事業の発注

前記2「基本的な考え方」に合致する森林については、本町が自ら間伐を実施する。

6 配分計画の策定

林業経営に適する森林については、再委託を目指して、「ひなたのチカラ林業経営者」を対象に企画提案を公募し、審査の上事業体を決定し、当該事業体と配分計画の策定について協議する。

7 森林経営管理制度と森林環境譲与税の関係について

- ・森林経営管理制度に係る経費(意向調査、森林現況調査及びプロット調査に要する経費、市町村事業の実施に要する経費)は、森林環境譲与税を財源とする。
- ・市町村事業の実施により収益があった場合や、森林所有者が利益の還元を求めない場合は、集積計画にその旨を記載し、発生した収益は全て本町が受領して森林環境譲与税基金に積み立てる。

8 その他特記事項

- ・実施方針に基づく一連の業務の執行に当たっては、本町の執行体制や効率的な制度運用等を考慮し、必要に応じて専門職員の雇用や外部委託等を検討する。
- ・実施方針に基づき行った意向調査等の結果は林地台帳に反映させ、森林経営管理の効率的な運用に資するように努める。
- ・実施方針については、林業関係者及び林業普及指導員等の意見を参考に、必要に応じて随時見直しを行う。

綾町森林経営管理制度実施方針の概要

ポイント 1 林業経営に適するか否か、事業体からの意見を参考に判断する。

2 「基本的な考え方」に合致した森林のみ、本町が整備する。

